

一般社団法人輝水会
令和5年度第3回通常理事会議事録

日 時	令和5年9月9日(土) 午後16時30分～
場 所	東京都世田谷区奥沢8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
理事総数	3名
監事総数	1名
出席理事	1名 手塚 由美(自宅)、井筒 紫乃(自宅)、齋藤 幸夫(自宅)
出席監事	1名 山中 章江(自宅)

Web 会議システム(利用サービス名:Zoom ミーティング)を利用して参加。

定款第29条の規定により、理事長手塚由美が議長席につき、過半数以上に当たる理事の出席を得ているので、本理事会は適法に成立した旨を告げ議事に入った。

Web 会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認され、直ちに議事に入った。

【決議事項】

第1号議案 新規個人正会員入会希望の件

議長より付属資料を示しながら説明があった。議場に諮ったところ全員異議なく以下2名の新規個人会員入会を承認した。

新規個人正会員入会者 伊藤 わかな氏 見崎 裕子氏

第2号議案 今後の理事会開催日程の件

議長より付属資料を示しながら説明があった。議場に諮ったところ全員異議なくこれを承認した。今後の理事会は第4回11/18(土)、第5回令和6年1/13(土)、第6回3/16(土)いずれも16:30～の開始にすることとした。

【協議事項】

1. 子育てステーション梅が丘施設利用の件

議長より付属資料を示しながら説明があり全員で協議した。齋藤理事より元総合福祉センターの管理から(社)サービス公社の管理に代わったという今までの経緯について説明があった。また、現在は障害のある人の利用に限られているが、障害のある人がプール利用する際のサポート者の育成は持続可能な取り組みにすることか必要性のあることであり、世田谷区障害施策課への一提案とするのが良いとの意見があった。また、井筒理事から、教

育者を育成する日本女子大学体育大学としても、指導経験の有無は重要な資質向上にもつながるとの意見があった。

同時に理事間で新たな理事体制になり、あらためて以下の輝水会のコンセプト（貫く基本的構想）の理事全員で確認した。

『その人の“努力”（輝く姿）を応援（後押し）する』

- ・わが国の障害者支援では、“努力”という概念はない（高齢者はある＝介護保険法第4条）。
- ・制度における「支援」の主体は、行政にある（“施し”に成りがち）。
- ・よって私たちは、なるべく「支援」を使いたくない。「応援（後押し）＝サポート」を積極的に使うようにしたい。
- ・その人が“努力”することによって、はじめて「応援」が成り立つ。
- ・つまり制度における「支援」は一律であって、誰にとってもプラスでない（インフォーマルな社会資源の開発）。

【報告事項】

1. アビリティエクササイズ座学講習会開催の件
議長より付属資料を示しながら報告があった。
2. 横浜ラポールにおける損保助成を用いたプールの取り組みの件
議長より付属資料を示しながら報告があった。
3. ぽーとたまがわ、玉川地域社会福祉協議会事務所との協働による通いの場の件
議長より付属資料を示しながら報告があった。
4. 島根県ダイケアきらり、高次脳機能障害の方のプール取り組みの件
議長より付属資料を示しながら報告があった。

以上

以上をもって本日の議事を終了したので午後17時34分、議長は閉会を宣した。
上記議事の経過の要領およびその結果を証するためこの議事録を作成し、出席理事及び監事は記名押印する。

令和5年9月9日

一般社団法人輝水会

議長・理事長 手塚 由美 法人印

理事 井筒 紫乃 印

同 齋藤 幸夫 印

監事 山中 章江 印